

## 予 算 要 求 資 料

令和7年度3月補正予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農山村振興費

## 事業名 獣肉処理施設整備事業費補助金（R8分）

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農村振興課 鳥獣害対策室 鳥獣害対策係 電話番号：058-272-1111(内4173)  
E-mail : c11427@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 3,000千円 (現計予算額) 0千円

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	3,000	1,500	0	0	0	0	0	0	1,500
決定額	3,000	1,500	0	0	0	0	0	0	1,500

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨（現状と課題）

県内で捕獲されたイノシシやニホンジカを食用として有効活用するため、県が策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に即して解体を行う施設の増大が必要であり、解体処理施設の整備、及び販売促進のための食品加工設備整備等について助成する。

## (2) 事業内容

## ・補助対象

解体処理用建物（増改築）、給排水設備、汚物・汚水処理設備、加工用設備・器具、冷蔵・冷凍設備等の新設に係る必要な経費

## ・事業主体

県内の法人又は任意組合（構成員3戸以上）であり、県が策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を遵守して解体処理を行い、当該施設から獣肉を広く流通させることが見込まれる者（新規開業者に限る）。

## ・補助率

1／2以内（上限1,000千円）

### (3) 県負担・補助率の考え方

捕獲鳥獣の処理及び販売促進は、鳥獣被害防止特措法において支援を講じることが明記されている。また獣肉の利活用は、県が鳥獣被害対策を行っていく上で重要な課題であり、県が策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づき衛生的な解体処理を行う施設や販売促進のための設備を確保する必要があるため、国費1／2、県費1／2による負担は妥当。

補助率は、施設整備等に係る経費負担が大きいため1／2以内と設定する。

### (4) 類似事業の有無

有　〔鳥獣被害防止総合対策交付金（国補）〕

当該交付金は、市町村鳥獣被害対策協議会又はその構成員が実施主体となるものであり、本事業で支援する実施主体（民間団体等）は対象外。

有　〔小規模事業者パワーアップ応援補助金（小規模事業者持続化補助金）（国補）〕

県内に主たる事務所を有する小規模事業者が、持続的な貸上げにもつながる「稼ぐ力」の強化に向けて、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って事業規模拡大や業態転換等に取り組む事業。ただし、新規開業者は対象外。

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,000	獣肉解体処理の整備等（新設に限る）に対する補助
合計	3,000	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

ぎふ農業活性化基本計画（仮称・令和8年3月策定予定）

### (2) 国・他県の状況

鳥獣被害防止特措法において、食用としての利活用に対し支援を講じることが明記され、国においては、鳥獣被害防止総合対策交付金を措置し、市町村協議会に対して解体処理施設等の整備を支援しているが、民間団体等への支援は実施していない。

### (3) 後年度の財政負担

ジビエの利活用については、地域資源として活用することで地域振興に寄与している。また捕獲鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）の有効利用により、処分負担軽減による2次的効果について期待されているため、引き続き支援していく必要がある。

### (4) 事業主体及びその妥当性

獣肉利活用を推進していく上で、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象とならない民間団体や一般事業者を本事業の事業主体とすることは妥当である。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

### (事業内容)

補助事業名	獣肉処理施設整備事業費補助金
補助事業者（団体）	県内の法人又は任意組合（構成員3戸以上）  （理由） 県内でジビエ利用に取り組む意欲及び能力のある事業者
補助事業の概要	（目的） イノシシ・ニホンジカのジビエ利用を推進するため、獣肉解体施設等の施設数拡大を図る。  （内容） 県内で新規開業し、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に即して解体を行う解体処理施設の整備、及び販売促進のための食品加工設備整備等を支援する。
補助率・補助単価等	定額  （内容） 1／2以内（上限1,000千円） （理由） 施設及び加工設備の整備に必要な経費の支援
補助効果	ぎふジビエの取扱量の増加
終期の設定	終期 令和11年度  （理由） 「ぎふ農業活性化基本計画（仮称・令和8年3月策定予定）」の目標（～R12）

### (事業目標)

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか  
施設数を増大させることで、ぎふジビエの利用拡大を図る。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R6)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R11)	達成率
①ニホンジカ処理頭数	3,807頭	-	-	4,100頭	4,500頭	-
②イノシシ処理頭数	41頭	-	-	300頭	700頭	-

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度

## (これまでの取組内容と成果)

令和4年度	令和4年度においては恵那地域の解体処理施設1か所に新たな設備の導入を支援し、ぎふジビエの販売量は27.7tとなった。
	指標① 目標：75t 実績：27.7t 達成率：37%
令和5年度	令和5年度においては揖斐地域、郡上地域、東濃地域の3か所に、新たな施設の設置、既存施設の回収や新たな設備の導入について支援し、ぎふジビエの販売量は30.2tとなった。
	指標① 目標：75t 実績：30.2t 達成率：40%
令和6年度	令和6年度においては揖斐地域、郡上地域、可茂地域の3か所に、新たな施設の設置、既存施設の回収や新たな設備の導入について支援し、ぎふジビエの販売量は30.9tとなった。
	指標① 目標：75t 実績：30.9t 達成率：41%

## (事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	ジビエの需要及び解体処理施設の整備数が増加してきている。衛生的な解体処理施設の整備や販売促進を推進することで、安全なジビエの利用に繋げることができる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 2	解体処理施設の整備によりジビエに携わる人材確保や取扱量の確保に繋がっている。ぎふジビエとしての解体処理頭數目標の達成に向けて、事業の周知と活用を図っていく。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	事業実施にあたり、ジビエに対する県民のニーズや事業者のニーズに迅速に対応していく。

## (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 野生獣肉の利活用拡大に向けた意識が高まるなか、関係者の解体処理に関する知識・技術の習得や向上、販売促進に資する支援が必要である。引き続き衛生的な解体処理を行うことができる施設の整備等を支援し、県内全域での利活用を進めるため体制づくりを進める。
--

## (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 野生鳥獣の捕獲頭数の増加に伴い、捕獲個体の埋設等の処理負担が大きくなっていることから、獣肉としての利活用を進めると同時に、衛生的な解体処理を行うことができる施設の確保を図ていくため、引き続き支援を行う。
---